

植物検疫のお知らせ

ベトナム社会主義共和国へ渡航される方へ

毎年、日本から観光や商用でベトナム社会主義共和国に行かれる方が数多くいらっしゃいます。

近年、生春巻きやフォー（米粉で作られた麺）などのベトナム料理が日本でも親しまれるようになってきました。このような文化交流の一方で、お互いに自国の農業や自然を守るため、持ち込みを規制している植物があります。おみやげとして日本からベトナムへ持っていった植物が、持ち込めずに放棄することにならないよう、出国前にベトナムの規制を調べておく必要があります。

また、ベトナムには熱帯ならではのさまざまな植物（果物・野菜等）がありますが、同時に日本にはいない「植物の病気や害虫」も発生しています。これらが日本に侵入すると、農業や緑などに大きな被害が出る可能性があるため、植物の日本への持ち込みにはいろいろな制限が設けられています。この規制は旅行者がおみやげとして持ち帰るものにも適用されます。

この規制を知らずに、持ち込みできないものを持ち帰り、帰国時にそれらを放棄しなくてはならない事例も数多く起きています。

諸外国でも日本と同様に、自国に病害虫を侵入させないために「植物検疫」を行っています。国や植物の種類によって「輸入禁止」「検査」「消毒」などさまざまな条件が設けられており、日本から植物を持ち出す際には輸入国の検疫要求に合っているかどうかについて植物防疫所で確認しています（輸出検疫）。

諸外国の植物検疫条件については改正されることがあるため、植物防疫所ホームページやこのお知らせに掲載した内容も変更となる可能性があります。詳しいことや不明なこと等については、植物防疫所または渡航先の政府機関等にご確認ください。

輸出検疫を受けるには？

輸出検疫を受ける場合は、「植物等輸出検査申請書」を検疫を受けようとする植物防疫所に提出してください。

輸出検疫は全国の海港や空港に所在する植物防疫所で行います。

輸出検疫はまず、輸入国の輸入禁止品に該当しないか、輸入国から特別な検疫を要求されていないかどうかを確認します。輸入国の検疫要求に応じて、検疫対象の病害虫の付着や寄生の有無について、さまざまな検疫を行います。栽培地での検査や特別な検疫条件が要求されている植物は、検疫に長期間を必要とすることがありますので、詳しくは、お近くの植物防疫所へお問い合わせください。

この輸出検疫に合格したものについて、「植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate)」が発給されますので、この証明書を輸出植物に添付し輸出してください。

輸出検疫にはどれくらいの時間がかかるの？

輸入国から栽培地検査や特定の室内検定などの特別の要求がない植物の場合には、それほど時間はかかりません。ただし、出国当日に空港の植物防疫所で検疫を受ける場合は、混雑時には通常よりも長い時間がかかることもありますので、検疫を希望される方は事前にご連絡をいただきますよう、ご協力をお願いします。



輸出検疫を受けずに植物を持ち出したらどうなる？

植物防疫法では、輸入国が輸出国の検疫証明を必要としている場合、その検疫に合格したものでなければ輸出できないと定めています。また、検疫を受けずに輸出した場合、それが輸入国の輸入禁止品に該当したり、輸入のための要求を満たしていない場合には、輸入国の法律によって処分されることがあります。あらかじめ輸出検疫が必要かどうかについては、お近くの植物防疫所にお尋ねいただくか、又は輸入国の植物防疫機関に直接お問い合わせください。

(参考) 在日ベトナム社会主義共和国日本大使館 TEL 03-3466-3311

他の国にも同じような規制があるんですか？

諸外国から我が国に対して、さまざまな植物検疫上の要求(輸出条件)が来ています。

植物防疫所ホームページでは、主な国からの要求事項を検索することができます。ホームページの「統計・情報データベース」のうち「輸出入条件に関するデータベース」をご活用ください。

輸出入条件に関するデータベース

URL: http://www.pps.go.jp/inss/pps/srchinfo/srch_top.jsp

ベトナムへ持ち込めない植物は？

ベトナムが持ち込みを禁止している主な植物等です。

- ・次の植物の苗
 - ・サトウキビ、ハマカズラ属、フヨウ属、ワタ属
- ・次の植物の切花、切枝、実
 - ・コーヒーノキ属、パラゴムノキ属、ハマカズラ属、フヨウ属、ワタ属、チャ
- ・チャの葉(緑茶、紅茶を除く)
- ・チャの種子(栽培用を除く)

注:ここに記載のないものや不明な点は、植物防疫所にお問い合わせください。

ベトナムから日本への持ち込みができないもの

果物

「生の果物」のほとんどは「ミバエ」類が付着している可能性があるため、ベトナムから日本へ持ち込むことが禁じられています。

野菜

野菜の中でも、トウガラシやナスの仲間、キュウリやメロンの仲間などの「生の実」は果物と同様にほとんど日本には持ち込めません。

また、サツマイモ(葉や茎も含む)、ヨウサイ(空芯菜)などの野菜も同様です。

そのほかにも「土」「土の付いた植物」「イネワラ・モミガラが含まれるもの」「植物病原体・害虫」なども日本へ持ち込めません。

ここに記載のないものは、植物防疫所にお問い合わせください。

ベトナムから持ち込まれた輸入禁止の植物類 (生の果物・野菜)

・マンゴウ	305件
・トウガラシ	168件
・マンゴスチン	119件
・リュウガン(ロンガン)	113件
・ランブータン	103件
・ドラゴンフルーツ(ピタヤ)	78件
・ライム	61件
・グアバ	57件
・パンレイシ	55件
・ドラゴンフルーツ(レッドピタヤ)	53件
・ポメロ(ザボン・ブンタン)	51件
・ライチ(レイシ)	48件
…以下省略	

2004年、禁止品のために廃棄処分となった携帯品のうち、ベトナムからの果物/野菜の合計だけで**1,792件**にのぼります。

お土産で売られている果物って？

ベトナムの店舗(空港を含む)で、生の果物がお土産として販売されていることがあります。なかには日本の植物防疫法の規制を十分に知らずに「日本に持って行っても大丈夫。」という言葉で販売している事例もあるようです。ご注意ください。

また、免税店で売られているものであっても植物検疫の規制が免除されるわけではありませんので、持ち帰ることはできません。



ベトナムで売られている盆栽は？

ベトナムのお土産として様々な「盆栽」(苗木類)が持ち帰られることがあります(別送や販売店からの郵送等も含む)。

しかし、この盆栽には、輸入を禁止している「土」を使用しているものがあります。一見、ビートモス等の植え込み材料が使われているようなものであっても、その内部に「土」が使用されていることがあります。

「土」を使用している盆栽は日本に持ち帰ることができません。十分にご注意ください。

盆栽に限らず、苗ものを購入する場合は、「土」を使用していないものを選ぶようにしてください。



なぜ持ち込めない果物などがあるの？

ベトナムでは、わが国が特に侵入を警戒しているこれらの植物の病害虫の発生が確認されているからです。



ミカンコミバエ(種群)

ハエの仲間、果物の他にトマトなどを食いあらす大害虫です。成虫が果物やトマトなどに卵を産み、生まれた幼虫は中身を食べてしまいます。



ウリミバエ

ミカンコミバエと似ているハエの仲間、幼虫が特にウリ類を食べあします。ウリ類の他、トウガラシやインゲン、熱帯のパパイア、マンゴウなどもえさにします。



アリモドキゾウムシ

サツマイモの大害虫です。幼虫がイモやイモのつるを食いあします。被害を受けたイモは苦くなって食べられなくなります。

植物検疫を受けないと罰金？逮捕？

「植物防疫法」では植物類を海外から持ち込む際には、必ず植物防疫官の検疫を受けなくてはならないことになっています。

万一、知らずに輸入が禁止されているものを持ち帰ってしまったとしてもこの検疫(検査)の際に「禁止品の放棄」をしていただければ、直ちに何らかの罰則が適用されることはありません。

問題となるのは、持ち主の方が何ら申告をせずに税関での入国手続きをおこなってしまう、または虚偽の申告をした場合です。この場合、申告義務を怠っていたと見なされてしまうことがあります。また、「個人用だから」「少量だから」といった理由で植物検疫を受けない場合も申告義務違反になります。

植物類を持っている場合は**必ず税関検査の前に植物検疫を受けてください。**

- ・申告をすれば罰則はありません
- ・申告をしない場合には罰則が適用されることがあります

日本に持ち込める植物でも入国時には必ず検査が必要です。

植物検疫のお知らせ(ベトナム社会主義共和国・渡航者編)
農林水産省植物防疫所

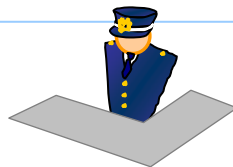
日本に入国する際に植物検疫の対象となるもの

- 種・球根・苗・苗木(穂木)
- 切花・切り枝・ドライフラワー
- 果物・野菜・穀類・豆類・香辛料・薬用植物
- 植物を材料としたもの
- その他(土・昆虫・キノコ・菌類など)

植物検疫はどこで受けるの？

日本への入国時に手荷物として植物類をお持ちの方は、ご自分の手荷物を持って、税関ブースを通る前に植物検疫を受けてください。

植物検疫カウンターは税関ブースの手前に設置されています。



ベトナムからは何が持ち込めるの？

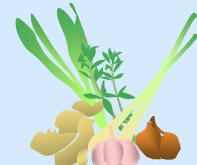
日本に生の状態で持ち込める果物は？

- ・ドリアン(航空会社により機内持ち込み規制があります)
 - ・パイナップル
 - ・ココヤシ
- 等 ごくわずかです。



そのほかにベトナムからよく来る農産物は？

- ・コメ(玄米か精米:モミやワラがあると輸入できません)
- ・コリアンダー(パクチー)
- ・ノコギリコリアンダー(オオバコエンドロ)
- ・バジル
- ・シソクサ
- ・レモングラス
- ・ショウガ
- ・ウイキョウ
- ・ニンニク
- ・シャロット



これらについても検査をして、病気や害虫、土などが付着していないものであることを植物防疫官が確かめます。

植物検疫雑学

侵入害虫との闘い

60年ほど前にハワイ諸島に侵入した「ミカンコミバエ」「ウリミバエ」といった「ミバエ」の仲間、ハワイの熱帯果樹産業に驚異的な打撃を与え、今なおその被害は続いています。この被害を広げないため、アメリカ本土にさえハワイ諸島からは自由に果物などを移動できない状態になっています。

このときハワイへの「ミバエ」の侵入経路は、アジア地域から持ち込まれた生果実内に卵や幼虫がいたためだと考えられています。

一方、わが国でも過去に沖縄などの南西諸島にこれらの「ミバエ」

が侵入し、農作物に壊滅的な被害を与えたため、これらの地域から「ミバエ」が好む果物・野菜の流通を禁じていました。

そこでわが国では、農作物の自由な流通を取り戻すため「ミバエ」の根絶事業に挑み、これらの「ミバエ」の根絶を達成しました。

現在では、過去に「ミバエ」が発生していた地域からの果物などを自由に移動できるようになりましたが、根絶を達成するまでに実に20年の歳月と250億円という巨費を要しました。

このように、一度「ミカンコミバエ」「ウリミバエ」といった「ミバエ」の侵入を許せば、もとの生活を取り戻すのに莫大な時間と労力、資金が必要となるのです。

植物防疫(事務)所は、農作物の害虫や病気を対象にした検疫や防除に関わる業務を行う農林水産省の機関です。

輸出入(海外との物資の移動)に関しては、全国各地の空港・海港において、検疫所(厚生労働省)・動物検疫所(農林水産省)・税関(財務省)などとともに日本の国益を保護するための活動を行っています。

世界各地では、穀類や果物、野菜類の栽培に非常に大きな被害を与える害虫や病気が発生しているため、これらの日本への侵入・まん延を阻止しなくてはなりません。

お問い合わせください！

この作成物について、または植物の輸入・輸出等に関することについて疑問点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、『植物防疫所ホームページ』では、お近くの植物防疫(事務)所の連絡先や、植物防疫所に関する様々な情報を掲載しております。日本語でインターネットを利用できる環境であればどこからでも見ることができますので、是非ご利用ください。

URL: <http://www.pps.go.jp/>

主な問い合わせ先(空港内)

成田支所(成田空港)第1PTB	0476-32-6694
第2PTB	0476-34-2352
中部空港支所	0569-38-8433
関西空港支所	0724-55-1936
福岡空港出張所	092-477-7575
那覇空港出張所	098-857-0054

2005年10月版